

平成 30 年度

第 5 回文教民生常任委員会会議録

平成 30 年 6 月 15 日

宍 粟 市 議 会

平成30年度第5回文教民生常任委員会会議録

日 時 平成30年6月15日(金曜日)

場 所 宍粟市役所会議室502

開 会 6月15日 午前9時50分

次 第

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 審査事項

第80回宍粟市議会定例会付託案件審査

教育部

審査事項

審査事項

- ・第66号議案 戸原こども園新築工事請負契約の締結について
- ・第67号議案 (仮称)一宮北認定こども園新築工事請負契約の締結について

第80回宍粟市議会定例会付託案件討論及び採決

4. その他
5. 閉会

出席委員

委員長	榎橋美恵子	副委員長	浅田雅昭
委員	宮元裕祐	委員	山下由美
〃	今井和夫	〃	神吉正男
〃	林克治	〃	大畑利明

出席説明員

(教育委員会)

教育部長 前田正人 教育部次長 山本信介
こども未来課長 中尾善弘

事務局

主

幹 小 椋 沙 織

(午前 9時50 開会)

榎橋委員長 それでは、ただいまより第5回文教民生常任委員会を開催をいたします。

それでは、教育委員会にかかわる付託案件の審査をこれより行ってまいります。

まず初めに、第66号議案、戸原こども園新築工事請負契約の締結についてでございます。

大畑委員。

大畑委員 議案審査の前に、図面のことについて質問をしたいと思います。

榎橋委員長 それでは、第66号議案と第67号議案、それでは、図面をいただいておりますので、そちらのほうからお願いをしたいと思います。

大畑委員。

大畑委員 図面いただいて、まだ十分見てないんですけども、それぞれ戸原と一宮北、それぞれの教室というんですか、5歳児、4歳児、3歳児、2歳児、それから乳児室とか、前に県の基準の面積いただいたんですけども、一宮北、戸原とも園児数と今回の建築の面積との関係、どういう考え方で設けられたのか教えてください。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 前回5月14日の委員会で、4月に資料請求があって5月14日に御説明をさせていただいたことになるんですけども、あくまで兵庫県の認定こども園の認可等に関する条例の基準に適合するというので、3・4・5歳児の教室については、1学級あたり53平方メートル、また、遊戯室については、1施設あたり100平方メートルを確保するということが県条例のほうにありますので、それぞれ、また国のほうの基準で0歳児は1.65、1歳児は3.3、2歳児以降は1.98という最低基準がございますので、そういったところを加味しながら設計をさせていただいたということでございます。

そのことにつきまして、5月14日の常任委員会の資料で10ページのほうに認定こども園の園舎の整備計画案ということで戸原と一宮北のそれぞれの保育室の面積につきましては御説明をさせていただいたところでございます。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 それで、そのときに十分聞いてなかったのを改めてお伺いするんですけども、園児数に関係なく、最低基準として今言われたスペースをつくらなければいけないということを市民の皆さんに説明するのに、そこの考え方をちょっとお伺い

したいなと思います。

それぞれ地域によって園児数が減ってきたりいろいろしてるのに、それに合ったキャパでいいじゃないかみたいな御意見があるわけなので、その辺について、どういうふうに説明を当局はされるのか、ちょっと教えていただきたい。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 もう法令に定めがございますので、この最低基準というのは守らなければ認可がおりないわけでありまして、確かに無認可という道もあるにはあるんですけども、やはり、教育委員会が市民、保護者の方にお示しをしておりますのは、質を担保した質の高い幼児教育・保育を展開していくんだということはずっと常々申し上げているわけでありまして、認可を取らないということは考えられないというところで、民間に対しても認可を取っていく、無認可は認可を取るよという指導をする立場から言えば、公立が認可を取らないという選択肢はないというふうに考えております。

むしろ、中学校区で再編ということでもありますので、北部地域で子どもが減っていくところについては、しっかりと地域の施設として運営をさせていただく。また、山崎の校区については、中学校区で考えておりますので、完成後はできるだけたくさんの方に選んでいただける施設としてあり続けたいな、そんなことを考えておるところでございます。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 わかりました。最低基準ということやね。本来的に、それだけの定員を満たすようなところにつくっていくということが県の基準なんだろうと思うんですけど、宍粟市の場合はそれを言ったら北部にはつくれなくなってしまうので、仕方ないかなというふうに思うので。認可が受けられる最低基準をどの園舎にも適用していくという考え方、わかりました。

それと戸原なんですけども、従来の位置と今度はほ場整備で新しく土地を生み出していたいただいた場所になるんですが、非常に河川に近いところになるんですね。その辺で高さの問題、災害等の心配がないかどうかということなんですけど、その辺の対策はどうなんでしょうか。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 このあたりが本日お示しをしております入札の価格にも少し反映をしておるんですけども、周りの田んぼ、ほ場整備で造成をした土地ですので、周りの田んぼと同じ高さになっておりますので、一定の高さ造成をするという

ことで、その造成費の費用につきまして、一宮北と比べてなんですが、少し割高になっておるということで、そういうことを想定して事業を進めていきたいと考えております。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 周りからいうたらどのぐらい地上げがされるんですか。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 平均で約80センチぐらいの地上げになるかと考えております。

大変申しわけなかったんですけど、県の水防の区域に入っておるかどうかというところは、恐らく入ってない、少し確証がないんですけども、河川の幅の部分については、河川区域はきちりとしてある区域ではないかなと、その上で、そのほ場整備田として整備をされておるといふふうに考えておりましたので、また、今、たつの山崎土木のほうとも協議中で、県道バイパスのほうもこども園の開設に合わせて少し動きがあるというふうにお伺いしておりますので、そういったところで堤防の改修が済んでいる区域と済んでない区域というふうにあると思うんですけども、周りの辺と合わせて、その辺の環境については確保されておるといふふうに考えているところでございます。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 この図面で、ちょうどここまでが道路で、こちら側が堤防ということで、下のほうは完成断面であるものですが、このちょっと北側、戸原橋から北部はちょっと心配、僕もあんまり見てないんですけど心配なので、建物とは関係ないですけど、その辺ちょっと十分に注意をしていただいて、もし足りないんだったらもっと地上げする必要も出てくるん違うかなと思うんですけど、それはまた建築との関係が出てくるから、早急にその辺のとは十分対策をとっていただきたいなと思います。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 県等が示す区域、河川の区域にはまる場合には、その建築基準のほうで許可がありませんので、その辺はもう調査済みで建築が可能ということで事業を進めさせていただいておりますので、あとは先ほど申し上げましたように、県道バイパスのところの改修等に合わせて、堤というのは見直されていくのかなというふうに考えてますので、周辺環境ということで、御指摘のとおりしっかり検証しながら建築工事を進めさせていただきたいと思います。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 確認申請は、その河川、水防の関係とか全然見ないと思うので、周辺の規制があるのものについては審査しますけど、そういう意味でなくて、本当に最近では想定外やとかよく言うけど、随分変わってきているので、状況が。気候変動の関係があるので、その辺は建築の専門家から見るんじゃなくて、逆に水防関係の専門家の目も十分通していただきたいというふうに思います。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 貴重な意見ありがとうございます。そういう視点で事業を進めさせていただきたいと思います。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 あと建築面積の関係が、資料、数字がばらばらなので、どれが正しいのか教えてもらいたいんですが、この図面の関係の資料について裏に、設計概要で建築物の概要のところがあありますね。そこの延べ面積と、それから右側に工事概要のところで床面積があります。ここは、これ戸原のほうは一致するんですが、一宮北は一致しないですね。これ、多分数字が違ってるんだらうと思うんです。

それと別に議案でいただいた工事概要の床面積という数字と、それぞれ混雑するので、どれが正しいのか。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 ここにつきまして、大変申しわけございません。私もこの追加資料を提案させていただく中で、面積がどっちがおうとるのかなということで、設計事務所と打ち合わせをさせていただきました。我々が一般的に言う建物の床面積は、登記簿に記載をする床面積になるかと思うんですけれども、その部分について、本日、追加資料として工事概要の中でお示しをさせていただいておりますものが、実際に子どもたち過ごす延べの床面積ということで、以後はこの面積で統一をさせていただきたいと考えております。

建築確認の資料として、ここにあげておりますのは、あくまで建築確認申請上の面積ということで、少し我々が一般的にいう床面積とは少し違うということで説明を受けましたので、これではちょっとわかりにくいということで訂正をさせていただきたいと思います。

ちょっと私も建築確認申請上の延べ面積というのが、なぜこうなっておるのかという詳細なところまではわかりにくいところがございますけれども、あくまで地上高、子どもたちが過ごす床の面積の範囲については、本日お示しをする面積だとい

うことで御理解いただきたいと思っております。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 資料の訂正までは必要ないという。解釈の違い、このままこれ変更できるけども、教育委員会は今後建築面積の発表は今日の資料、この数字でいきますという、この資料は違ってるのかどうか、そういう意味じゃない、延べ面積919と床面積931とか、これは明らかに資料の間違い。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 いえそうではなくて、通常、床面積というのは柱の伸身とか、そうではなくて、例えば犬走のところからとるのかとか、柱、柱で取るのかということ、その基準が変わってくると考えております。あくまで、建築確認に用いますその資料につきましては、これで間違っていないということの設計事務所からの回答なので、この理解をするのが我々が通常に考えておる床の面積、我々が財産台帳に記載をする面積とは少し定義が違うのかなというふうに考えておるところでございます。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 その定義づけの話じゃなくて、このちょっと資料見てもらいたいんですけど、戸原は左側の建築物概要のところの延べ面積931.12と、右側の工事概要の床面積の数字が一緒なのね。931.12、一緒でしょう。床面積、延べ床面積が一緒でしょう。ところが、一宮北は延べ面積919.20と931.12なんです。これは明らかに資料の違いでしょうということ言ってるわけです、定義の話じゃないんです。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 大変申しわけございません。このことにつきまして、再度、設計事務所のほうへ確認をして、訂正が必要であれば訂正をさせていただきたいと思っております。現時点では、訂正する必要があると思っておりますので、訂正させていただきたいと思っております。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 向こうから出てきたやつ、設計事務所から出てきたやつがチェックできよるのかなという心配があるということです。

それともう1点、特記事項のところで書いてあります、木材のうちスギ、ヒノキについては、原則として宍粟材を使用するという事なんですが、これについてはどうなりましたですか。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 このことについては、特記事項として入札を執行しておりますので、この原則のとおり施工させていただくということでございます。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 どのようにこれが使われているのか。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 今回、主体構造木造ということですので、できる限りのところで宍粟材を使うということで、詳細な材料承認等につきましては、今後、この契約後に発生してまいりますので、地元の工務店でございますので、再度詰めていきたいと思っておりますけれども、内装材、腰板とか、そういったところに宍粟材を使う予定としております。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 建築設計のほうはこういうふうに原則使用せえというふうに書いてある。でも、どこにそれを使えということは指示してない。宍粟材、宍粟スギを使わずに、もう少し低廉なものを使うことだって、実際の工事のときに可能なわけですよ。

だから、この原則使用せえというということをどういうふうに担保するのか。そこは設計監理がちゃんと監督するんだらうと思いますけど、原則使用せえでは、そこは曖昧だと僕は思うんですよ。そのことが設計価格にどう反映されとるのかということなんです。

宍粟材の単価で設計してるんだったら、ここにこれを使えということ指示せなあかんのん違うかなと僕は思うんです。その辺がどうなってるのかなと思います。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 御意見のとおり、設計書の中に部分ごとに指定がしてありますので、その部分と品番を書いて、相当でも代替が可という部分に分かれておるわけですがけれども、指定されているものは指定されているとおり使わないとだめなんで、先ほどの意見のとおり、設計の管理の管理の部分で材料承認等でそれを書くことを確認して、きちっと担保させていただきたいと考えております。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 なってるんやったら、特記事項でわざわざ書く必要僕はないと思ってるんやけど。これが、僕は抜け道になっているような気がする。原則使用せえという、使えない場合もある。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 部屋によっては、その雰囲気や、デザイン性を確保するため

に宍粟材でもスギだったり、ヒノキだったりということまで想定をされているものもございますし、また、価格との兼ね合いというにもあるかと思えます。できるだけ、予算を抑えるという原則から言えば、相当材でも代替が可という部分もございますので、特記事項につきましては、やはりここにこだわって建築を進めるという宍粟市全体の考え方がございますので、今のところ全ての工事の中で宍粟材をできるだけ活用するというところで市の方針が出てますので、このことについては、やはり書くべきだろうというふうに考えております。あとは、先ほどから申し上げますように、現場の中で材料承認が事前に出てまいりますので、市の方針に基づいて、できるだけ可能な範囲で使っていくということで御答弁を申し上げたいと思います。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 僕、何にこだわってるかという、今あったように条例上決めとるでしょう、木造を使うということ。その場合に、何%とか、そういうふういきっちり使う量みたいなことも決めていかないと、原則使えみたいなことでは、その原則いうさかいに、それをきちっととらえること、例外もあるみたいなとらえ方されると、そこが曖昧になっていくので、しっかりしてほしいな、条例もっている以上、そこは明確にしたほうがいいんじゃないかというのと、県も条例つくって、公共施設なんかについては木造建築という、それは県産木材ですけど、そういうことを厳しく条例で縛っていきこうとしているときだけに、そこは余り曖昧にせんほうがいいんじゃないかなという気がします。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 委員のおっしゃるとおり、趣旨はよくわかるお話なんですけれども、建築する目的に応じて建築するものが変わってまいりますので、一律に何割とかというのも結構難しい部分があるのかなというふうな、同じこども園の中でも使える部分と使えない部分、使えないことはまずないんですけれども、適しているかどうかというところは部材として、一つ一つ吟味しないとよくわからないところもございますので、申しわけないんですけど、現時点では市の条例とかの規則上で、必ず宍粟材をこの部分何割は宍粟材を使わないとだめというようなことにはなっていないので、できるだけ使用させていただくということで、方針としてあるということだけお伝えをさせていただきたいと思えます。

榎橋委員長 今井委員。

今井委員 そしたら、それでちょっと教えてほしいんですけども、先ほど中尾さん

は宍粟材使っている、この場合は宍粟材使っているのは腰板とか、内装材の部分やと言われたんですけども、ということは、本体の全くの柱、一番中心になってくる、木造だから基本的には全部木材なんだろうと思うんですけども、中心的ないわゆる柱であったり、はりであったりとかいう部分は宍粟材ではないということですよ。

それと、今、大畑委員が言うたように、そういうのは基準、この辺までは宍粟材使うとかいうような基準とかいうのはあるんですか。

榎橋委員長 前田部長。

前田教育部長 逆で、原則は全て宍粟材を使うてくれなんです。指示もしているんです、宍粟材が絶対あるやつは。ただ、木材の部分によっては、宍粟材では供給ができないやつがあつては、宍粟材でなくてもよろしいですよという大元の考え方なんです。

ですから、普通のいわゆる柱なんかで宍粟材で十分賄うやつは、もう宍粟材を使うてくださいよという指示はしています。ですから、木材は原則は、そやから指示はしてない、宍粟材ではひょっとしたら手に入らないかもしれないやつは、宍粟材に全部せえというのは無理なので、そういうようなほうで、逆に言うと宍粟材をできるだけ使うてくださいという趣旨のほうで入れているというように理解していただきたいと思います。

榎橋委員長 今井委員。

今井委員 本体の柱は宍粟材ではない。

榎橋委員長 前田部長。

前田教育部長 主な柱は一応宍粟材ということをお願いしております。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 そない言うてくれはったらわかるんですよ。でもこの間ずっと言うてたら、腰板とかそういうどっちかという軸材には使えんのかという感覚でずっと言われとったから、それやったら議会がいつも言ってる地域で循環するようなシステムにならへんやないかと。せっかく、これだけ高額な費用かけて建物つくっていくのに、全く地元の木が使われないというとおかしいん違うかという、そういう思いも含めて言ってるんやから、今みたいに主は宍粟材なんですとて言うたら納得するんやけど。あんまり使われてないような印象に聞こえるさかいに、そこはそういう考えでいいんですね、軸材なんかも含めて、優先的に宍粟材を考えてますという解釈でいいんですね。わかりました。

榎橋委員長 宮元委員。

宮元委員 先ほどから宍粟材、地域内の材料を使うというところがあるんですけども、入札で市内の業者さんを対象に市内の業者さんが落札されたんですけども、この業者さんだけで仕事するのではなくて、やっぱりいろんな協力会社というのがあるかなと思っております。

そういったところの、できるだけ市内でできる業者はできるだけ使うようにとか、そういったようなところまで踏み込んで契約というのはされているのかどうか教えてください。

榎橋委員長 前田部長。

前田教育部長 踏み込んだ、今、極端にいうと踏み込んだいうのはできておりません。業者とこれから打ち合わせする中で、できるだけ使うてくださいというお願いしか、やはり行政としてはできませんので、幸いにもどちらもよく建築、市内で行われている市内の業者ですので、そこら辺はある程度は考慮はしていただけるかなと思ってますけども、そういう趣旨をお願いするしかないということでございます。

榎橋委員長 宮元委員。

宮元委員 宍粟材、スギやヒノキをできるだけ使うようにということがあれば、できるだけそういった文言も書けるのであれば変えていただければなど、こちらのほうもちょっとは安心するんですけども。

榎橋委員長 前田部長。

前田教育部長 業者、市内のを使えとかいうのは、ちょっと難しいかなというのは、いうのは、製品自体が宍粟市でつくってるものがあればいいんですけど、ほとんどどこかのメーカーから買うのも結構ありますので、それを入れるに市内の業者から入れてくれという、できるだけお願いしかないんで、明示するいうわけには絶対いかなないので、そこは難しいかなと思います。

榎橋委員長 宮元委員。

宮元委員 設計出てるんですけども、この設計というのは保育園の園長先生であったり、保育士さんとか、そういったところとも十分打ち合わせの上、この設計というのは出てきているんでしょうか。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 この工事にあたり、こども未来課がこの建築を担うというのは、まさしくその部分だと思っておりますので、この設計をあげるにあたっては園長会、保育所の所長会等に諮って意見を聞いた上で、現場の意見を吸い上げてこの設計ということで御報告をさせていただきます。

榎橋委員長 宮元委員。

宮元委員 私はそちらのほう、職員とかそういったところは全然私は違うんですけども、職員室の隣が遊戯室であったり、ポーチであったりしてるので、こういう職員室の隣って小さい子の部屋の隣のほうがよく監視、管理ができていいんじゃないかなって思ったりもしておるんですけども、そうでなくても大丈夫ないうことなんですかね。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 一つの視点として、今おっしゃっていただいた、できるだけ小さい子の部屋の近くに職員室というのは配置の基準としてっております。その上で、一つは先生というのは職員室には実はいないんですよ。朝、朝礼とかの職員会議は朝夕のはしますけども、あとは現場に、保育室に先生が常駐をしておりますので、お便り等についても、その保育室のほうで事務をするということになりますので、その点につきましては、やはり安全・安心ということで、目配りのきく位置に職員室を置きたいということで、現場の意見を吸い上げた結果が、この図面に反映しているというふうに見ていただけたらありがたいなと思っております。

榎橋委員長 宮元委員。

宮元委員 やはり、その現場の先生がこの図面を見て相談されながら、たたき上げてできたのかなと思っておるんですけども、例えば子どもとか保護者の人が外で遊んで、今度トイレに行きたいということになると、例えばこの4ページのほうは戸原ですかね。こういった場合は、どちらのトイレが外からずっと入れるトイレになっているのでしょうか。そういったところは配慮はされているのでしょうか。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 トイレにつきましても、3・4・5歳児用のトイレと、1歳、2歳を対象にしたトイレでは少し作りが違っておりますので、それぞれ教室に備えてあるトイレのほうへ向かうということが導線になるかと考えております。

おっしゃるとおり、玄関を通過するという導線は全く考えてなくて、朝のお迎えのときから園庭を通過して3・4・5歳、1歳、2歳の部屋に直接子どもが入ってくるということでありますので、逆に運動場のほうから直接トイレに行ける、そこへトイレ行けるように考慮しているつもりであります。

榎橋委員長 宮元委員。

宮元委員 それでは、この4ページのほうの一番右側にあるこのトイレ二つだけついてるんですけども、こちらはやはり要るトイレなんですかね。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 こちらのトイレは職員、あるいは参観日に大人がおりますので、そちらのほうに向けた、あともう一つ、多目的の身障者用トイレ、こちらのほうも来客に向けて設計に入れさせていただいております。現在は、園訪問行っていたらよくわかると思うんですが、子ども用のトイレしかなくて、大人は非常に使いにくいので、地域の子育て支援ということで位置づけておりますので、そういったことでトイレを設置させていただいております。

榎橋委員長 宮元委員。

宮元委員 使う材料であったり、今、この設計図でこのとおり建てられるのである、当たり前なんですけれども、今度やはり、例えば壁はこの材料を使ってくださいということだと思ってしまうんですけれども、やっぱり壁の色も何種類があるかなと思ってしまうんですけれども、そういったことはもう指定されているのでしょうか。それとも、また園長先生とか、そういった方がやっぱり屋根の色は同じ材料でもこちらの色のほうが、緑のほうがいいなとか、オレンジのほうがいいなとか、そういった選択肢というのは今後あるのでしょうか。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 壁の色等につきましては、設計書の中で指定をしております。ただ、これから現場を施工するにあたり、やはり見直しでこれよりもこっちのほうがいいということになれば、それは現場の打ち合わせの中で多少変更をさせていただこうと思っておりますので、そういったところで毎週工程会議みたいなことで、現場の進みぐあいに合わせて、現場の意見を吸い上げれるような仕組みをつくっていきたい、そんなふう考えております。

榎橋委員長 山下委員。

山下委員 工期が約9カ月ということになって、特記事項にもあるんですけども、騒音あるいは安全に十分な配慮をするということで、どのような配慮をしてもらえるのかいうのを教えてください。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 特記事項にある安全を配慮するというのは、工事全般にわたって当然守らなければならない遵守事項であります。工事周辺でバリケードを囲いをして、そして入り口にはガードマンを配置をしてということが積算の中に入っておりますので、そういったことを考えておるところであります。

榎橋委員長 山下委員。

山下委員 道が割と広いとは言えないと思うんですけども、従来のそういった安全対策で大丈夫でしょうか。それと、もし何らかあったときにはすぐに対応してもらえますか。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 今後、契約が終わりましたら地元周辺の住民を対象にした現場説明会をまずさせていただいて、恐らくそこでいろいろ不安なことを意見が出ようかと思っておりますので、そのことに対しては、すぐにそれに対応する、そういう姿勢で臨みたいと考えております。

榎橋委員長 今井委員。

今井委員 設計にあたって、園長会とかいろいろ話聞いたということなんですけども、それこそ杉の子こども園のほうにはきちっと意見を聞いていただけましたか。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 たまたまなんですけど、同じ設計士になっておりますので、なかなかこの分厚い図面、設計を見ても我々素人ではなかなかわからないので、あれを千種の杉の子に持ち込みまして、一部屋、一部屋確認をして、同じ材料が使っているのかどうかということを見ても、同じ事になってるんであれば、この使い勝手がいいのか、悪いのかというのを実際の先生にお聞きをして、それを全部メモをとって、杉の子ではこの高さでは高過ぎるということなので、今回はこれを下げてくださいますかというふうなことで、修正を加えさせていただいております。

榎橋委員長 今井委員。

今井委員 そうやってきちっとやっというたらいいと思うんですけども、それこそ私事みたいなあれですけども、うちの娘が杉の子でこの3月まで栄養士やらせてもうとったんですけども、いろいろ言うもったんですけども、これもうちちょっとこっちについとったほうがいいのにとか、いろんなことを、それこそ直してもらったこともあったみたいだし、その辺のことを今言われてたみたいに、せっかく同じ間違いをしないように、そこだけきちっとお願いします。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 戸原のこども園のほうの駐車場、職員さんもそうですが、保護者の駐車場はどこに用意してあるのかということ1点と、それから、今回の新規工事については、この遊具とかそういうところも全部含めた、施設全般の建築になっているのかどうか、それちょっとお伺いしたい。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 まず1点目、職員の駐車場につきましては、今の戸原保育所、これをこの園舎完成後取り壊しをさせていただきたいと考えております。そこを職員駐車場として整備をさせていただきまして、ちょっと少し離れているんですけども、こども園と一体的に活用する方法を考えておるところでございます。

それから2点目、遊具等につきましては、全てこの契約の中に入っておるということでお考えいただきたいと思っております。

榎橋委員長 今井委員。

今井委員 あと、一つ確認させてもらいたいんですけども、今、最初の説明で中学校区に一つというふうに考えておるんやということを言われてたと思うんですけども、それは、公立でこども園つくる場合はそういうふうにしたいということの意味なんですか。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 申しわけありません。ちょっと中学校区に一つと申し上げたかどうかが、申しわけございません。そういうことではなくて、あくまでこの委員会でも以前からお話をさせていただいていると思うんですが、今ある幼稚園、保育所の一元化ということで再整備を当たらせていただいておりますので、山崎南中学校区に必要な認定こども園は3園ということで、以前から御説明をさせていただいておりますので、申し上げたとすれば、千種や波賀、一宮のことを、この議案にあります位置に一宮北と戸原ということで、その校区に一つのこども園ということで訂正をさせていただけたらと思います。

榎橋委員長 今井委員。

今井委員 ということは、戸原の場合は山崎南校区の中の三つのうちの一つやということで、あと二つがひょっとしたらまた公立になるかもしれへんけども、それはそれでそういうふうにやっていくということですね。

榎橋委員長 よろしいでしょうか、ほかは。

林委員。

林委員 今さっき駐車場の話が出とったんやけど、戸原は広いとこやからえんやけど、一宮のほうはこれで足りるんかいな。職員はぎりぎりかもわからんけど、運動会とか催し物があったりして、また来客があったりするときに、狭いような気がするんやけど、どっかあるんかいな。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 一宮北につきましては、兼ねては全筆買収を計画をさせてい

ただいておりましたが、一部地権者の御理解が得られなかったということで、少し手狭になりましたことはあるんですけども、幸い、小学校、中学校に隣接をして構えるということでございます。ごらんになったことがあるかと思うんですが、一宮北中学校、小学校、非常に広い校庭というんですか、園庭をもってありますので、そことの共用ということで十分対応が可能というふうに考えております。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 細かいことですけど、一宮北のこの北側の三角地、アスファルトの舗装敷きと書いてあるとこ、ここはどんな計画をされてますか。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 職員駐車場でございます。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 となると、導線としてはこの里道のところをずっと入って行ってということですか。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 平面図を見ていただくとわかるんですけども、一つは給食の食材を搬入するのにこの里道を使って研修室に入ってまいります。また、職員の通用口は、この裏口に、ここに設けてありますので、駐車場から里道を渡って、一番最後の平面図、配置図、三角地がちょうど角が三角に切れているところからの前に、里道を挟んだ反対側にあたりますので、そこからの導線を考えておるところでございます。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 車が県道からどういうふうに車が入ってくる、この駐車場まで。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 県道からは、里道。一般の公道とは違いますので、あくまで学校敷地内に存在する里道ということで、児童の安全を最優先に安全管理をさせていただきたいと考えております。

榎橋委員長 宮元委員。

宮元委員 それでは、この8ページ、一番最後のほうに。一番左上にちびっ子テラスってあるんです。このちびっ子テラスというところは、里道に近いところになるかなと思うんですけど、その安全とか、またあとこのちびっ子テラスを利用されるすぐ隣は乳児・保ふく室なので、このちびっ子テラスというのは一体全体、何歳児ぐらいが遊ぶような想定されているんでしょうか。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 この点につきましては、戸原も同じく、戸原のほうには未満児というふうに、未満児園庭というふうに書かせていただいておりますけれども、今回工夫させていただいたところでありまして、3・4・5歳の大きな子どもと同じ例えば砂場だと、小さな子どもが少し使いづらい、安全面が確保できないということで、屋根つきのテラスを配置をします。対象時は2歳以下の子どもということで、2歳あるいは1歳の子どもが保ふく室からアーチテラスを通過して直接砂場に出れるという配置を考えておるところであります。また、安全面、県道と先ほどの里道との合流点に接するというところでもありますけれども、園庭全体をフェンスで囲いますので、外とは遮断された区域ということで、安全面については確保されておるところというふうに御理解をいただけたらと思います。

榎橋委員長 それでは、図面以外でありますか。

大畑委員。

大畑委員 開札結果のことでちょっとお伺いしたいと思うんですが、今までは失格が気になりまして、失格が非常に多いので、これまでは予定価格を上回る失格が多かったんですけども、今回は最低制限価格を下回る失格ということになってるので、この辺をどのように分析をされているのか、お伺いしたいと思います。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 私も一番最初にこれを見たときに気になった部分でありまして、本日のお手元の資料の2ページ、議案資料のほうの2ページに最低制限価格制度についてお知らせをさせていただいております。

あらかじめ、市のホームページに掲載をしておりますものでありますので、御理解をいただけたらと思うんですけれども、ここに書いてありますように、工事の品質確保と適正な履行を確保するために設けられておるところでございます。基準最低制限価格の算定式については、ここに書いてあるとおりでございます。今回この算定式に当てはめたところ、約2割、設計額の予定価格の10分の8の範囲でおさまっておるところであります。

ここにありますように、品質確保と適正な履行の確保ということでもうけられている基準でございますので、こういうことで品質を確保しておるところというふうに理解していただくしか、今のところ、こういうことがあったということは、入札執行のほうに課題定義はしていきたいとは思っておるんですけれども、今回の契約に関しては御理解をいただけたらと思っておるところでございます。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 私思ってるのは、今までは要は建築、いわゆる施工される側のほうが、この設計額ではできないという意思表示で上をずっと入れてこられたと。今回は、その概要は額より下でもできるよということの意思表示だと思うので、設計額が逆にいうと高過ぎたのではないかというふうに思うんですけども、この66号議案を落とされた八幡建設さんが、次の67号で失格になるということですから、方や適正な価格で執行できるという方が失格になるということ自体はちょっと不自然な感じがするので、設計価格に問題があったんじゃないかなという気が一つはしています。

それともう1点は、これ同日にされてるさかいに非常に難しいことがあるんですけど、普通は最初の入札で落とされたら、手持ちマンということで次の入札には入らないんじゃないかなと思うんですけども執行されていると。もし、八幡さんがこれを落とされた場合、仕事できていたのかどうか。この工期で大丈夫だったのかどうかということも心配だったので、二つちょっとお考えをお聞かせください。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 ちょっと質問に対して前後しますけれども、手持ちの関係につきましては、入札ごとに点検をして入札を執行しておりますので、その点は手持ちの件については、仮にですけれども両方取られても大丈夫という評価をさせていただいているということでございます。

それから、もう1点につきましては、これは担当者である私もう少し反省をしないとだめなのかなということはあるんですけども、千種のこども園の建設にあたりまして、入札不調ということで補正予算ということで非常に御迷惑をおかけした経緯もございまして、あくまで設計額については、複数の見積もりをもとに建築の場合は積算をしております。国が建設物価ということで示しておる単価を採用するとともに、それにはないもの、部材については複数の業者から見積もりを徴収をして、比較をした上で設計単価をはじいてくるわけでありましてけれども、その金額と業者が考えておる金額とに少し差があったのかなというのは、想像するわけでありましてけれども、非常に大きな工事になってくるほど、非常に難しい面がございますので、その点につきましては、今後もしっかりと検証していく部分は必要なのかなというふうには思っておるわけでありましてけれども、私どもも設計業者のほうから見積もり比較表を取り寄せまして、一つ一つ点検をして予定価格を決めたのは我々担当課でありますので、適正に執行したとしか申し上げようがないので、御理解をいただけたらと思っております。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 ちょっと理解できなかった分、聞き逃したんですけども、例えば、今回は村上設計がされた設計が、それが妥当なものかということで比較する設計があるという、言われた。そこは、村上設計が出された設計は、規準に合っていればそれでいくということなのか、何かもう一つ比較検討するなにかあるというふうに今受けとめたので、そういうことじゃないんですか、もう一度ちょっと教えてください。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 設計単価を採用するにあたって、それぞれ項目ごとに三者見積もりをして業者の価格の比較によって価格を設定をしておるということを説明をさせていただきました。また、適正な設計額になっておるかということをお断りせず顕彰するために、入札執行後に票を入れられた業者さんのほうから内訳書を事前にいただくことになっておりますので、その比較によりまして、入札執行後になるんですけども、検証していく、このサイクルで適正な価格に努めていくということになっておることかなと思っておりますので、しっかり検証して次につなげたいというふうに考えるところであります。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 わかりました。その各部材ごとやね。最終的に、その積み上げられてきて出てきた設計が適正かどうかというのは、それは市のほうで判断されているという解釈なんですね。

ちょっと最近気になってるのは、設計監理が底なしの今入札になってるので、そこがないでしょう、最低制限価格は。だから、そこで非常にその価格諮られ過ぎてるんですね、村上さんの金額、相当低くやられてるから、誰もついていけないぐらいの金額になってます。そこに設計監理の本当の適正化が担保されているんだろうかと、安けりゃいいというような考え方で設計監理いいんだろうかなということをお断りしてるんです。

今回、こういう入札結果が出てるので、ちょっとその辺は私も違和感をもっているんで、その辺は設計監理の入札のあり方も考えていく必要があるのかなというふうに考えているんですけど、いかがでしょうか。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 1年前にさかのぼりますけれども、入札、設計監理業務を委託を入札をさせていただいたときに、今回、受注をされております姫路市の村上建築設計室と、それからちょっと今手元にはないんですけども、複数社応札があった

中で、上をとられておるところは倍以上の金額を入れられてた、この開きの部分について、今の御提案かと思えますけれども、確かに今設計の委託については下限を設けておりませんので、そういったところがあるのは事実なんですけれども、この本件の契約案件につきましては、あくまででき上がった設計書に対する市内業者による応札の状況でありますので、この価格については、公平性の部分は担保されておりますので、設計の段階から経費の削減というか、いいものをつくるという視点については、今後も引き続き調査研究をさせていただきたいなと思っておりますけれども、この入札については適正に執行されておる、我々も一緒に中に入って、できるだけコストを抑えた使いやすいものをとということで、この1年間、設計業者あるいは先ほど申し上げました幼稚園、保育所の園長と一緒に考えてきたことなので、この契約案件に関しましては、今考えられるベストなものを提案させていただいておるということをお報告を申し上げたいと思います。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 ぜひ、設計監理のところをもう一度検討していただきたいというふうに思うんですが、確かに課長おっしゃるように、一つ一つを切り分けて見ればどれも適正なんです、違法性は全くないんです。でも、その中に本当に市にとって、市民にとって有利な、有益な方法になっとなるかどうかというのはトータルで判断していかなくちゃいけないので、そこには少し僕はちょっと腑に落ちない部分をもっているんで、そういうふう感じておられる方もたくさんあるということだけ申し上げておきます。

榎橋委員長 ほかはありませんか。

宮元委員。

宮元委員 すいません、わからないので教えてもらいたいんですけれども、今回、入札ということで3億3,000万円とか、3億7,000万円ぐらいで、この建物をつくるにはこの材料、こういった工法でつくるのであれば、3億3,000万円とか3億7,000万円というお金が出てきたかなと思うんですけれども、その前の段階のこの建物をまずつくるというところの、まあ言うたら値段を下げるというようなことは、どういったところでされるようになるんですか。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 大きな建物になれば、基本設計をして、それから実施設計に入るとということで、設計切り分けてやるわけなんですけれども、今回の案件については、そこまではいってないということで、担当課の中で設計事務所から提案のあ

ったものについて、一つ一つ精査をする中で工夫をしてきたということになるのかと思っております。

どうしても比較の対象になりますのが、こども未来課としては千種のこども園が前例がございましたので、また同じ設計士になっているというふうなことで、絶えずそこと比較をしてきたことも少し広い視野でというところは狭まってたのかなという、私としては反省はあるんですけども、なんせ建築に精通した職員というのが、宍粟市の場合職員の中には限られてますので、可能な範囲で工夫をしてきたつもりなので、幼保一元化、これからまだまだ次があるわけですから、少しずつですけども、技術をあげていきたいな、そんなふうに考えるところであります。

榎橋委員長 宮元委員。

宮元委員 杉の子さんのことが基準で、今回の施設のほうも設定されているんですけども、隣の朝来とか養父のほうはすごい勢いで認定こども園ができております。同じ基準で建てられてると思いますので、そういったところとの価格も比較していただいて、また使用条件なんかも比較していただいて、今後検討していただけたらなと思っております。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 もうおっしゃるとおりで、ここ近隣でもたつの市、姫路市で安富町についても、この4月にこども園開園しておりますので、絶えずその入札状況は確認をしています。また、国土交通省が木造建築であったら平米当たり何ぼというような単価を出されておりますので、そういったことがもとで、この基本設計にはなっておるといことは御知らせをしていきたい、そんなふうに思います。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 ちょっと議案と関係ないこと言うんやけど、今1級建築士いうたら西林さんだけやね。やっぱり後継者もつくっていかないと、専門で一般行政職採用じゃなくて、やっぱり専門のそういう人たちも採用していかないと、やっぱり難しいんじゃないかなと思うので、それまた部長、よろしくお願いします。

榎橋委員長 前田部長。

前田教育部長 今言われたとおりなので、去年から建築士とか、資格のある人を募集はかけておるんです。ただ、去年も募集はかけとったけども採用には至らなかったということで、また今年もそういう専門職というのは、特に一番今、教育部が大きい建物やっている最中なので、ぜひともということをお願いをして、採用のほうには努力はしていただいているけど、採用には至らなかったということで、また引き続

き応募はしていただきたいなと思います。

榎橋委員長 浅田副委員長。

浅田副委員長 失格、いわゆる穴粟で言うたらAランクの業者さんが最低制限価格以下で失格というのは、ちょっとそれも半数以上がそういうふうになっとなるので、これは教育部、担当、そっちのほうじゃなしに、入札制度の問題、最低制限価格の設計の問題とか、そこら辺もあると思いますので、また、入札担当部署とも十分検討もしていただけたらなと思います。

榎橋委員長 前田部長。

前田教育部長 今、委員言われたとおりと私のほうも思っております。今回の見て、昔ではもう少し最低価格が低いとおおいとったのに、突然90ぐらいが最低なんかなという思いがちょっとはっきり、びっくりしたものやから、それにつきましては、ホームページでこれでやるということになってますけども、ここの計数自体がほかの今の状況からいうたら、もう少し下げれるんじゃないか、そこら辺については、契約のほうとも十分調整したいと思います。

榎橋委員長 よろしいですか。

次、67号議案にまいります。

大畑委員。

大畑委員 手持ちマンのことが調査済みですというふうにおっしゃったんですけど、それどういう調査されたのか。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 入札の改札前に、入札の条件に合ってるかというのは、入札の案件ごとに審査をしますという意味です。ですから、2件同時に出したから、66号議案が終わってから67号議案ということで、開札一斉にはしてませんので、ずらして執行してますので、当然、66号議案で八幡さんが取られた、そうすると、このことを加味した上で次の入札案件、対象者がどうかというのを判断してますので、それは入札ごとに管理をしておるということを御知らせしたつもりです。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 ですから、最初のと、戸原のときに八幡さんが落として、その次にこの一宮北の入札が始まるでしょう。それに八幡さんが応札できるかどうかという判断を、その入札担当課はどないしてしてるんですか。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 ちょっとこの後また確認はしますけれども、開札の中で八幡

さんの名前が残ってますので、両方とも八幡さんという可能性はあったんだと思っております。その参加資格はあるということであります。

榎橋委員長 前田部長。

前田教育部長 別個の案件では、最初から手持ちを検査契約のところで、最初からこの2件を開く前にもっておるんです。それで、1件目で例えば八幡さんが今手持ちがあって、次1個って二個目が取れないということになったら、二個目はもう失格に今までもずっとしておりますので、そういう制度で同じ入札の中で時間をずらすことによって、いろんな工事の場合でも一回目とったら、次2件目は一番安いんですけども、1件目で手持ちマンなので失格という、そういう扱いを皆今までもしておりますので、今回もそういうふうにちゃんと事前にもって行って開札に臨んでいただいております。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 入札の登録をするときに、現場の管理士、現場監督をするだけの資格を持った方というのは事前に登録制になってますので、そういった案件を見て、例えば八幡さんだったら、何件まではやれるかということも全部入ってますので、そういったことでたとえ複数案件を抱えたとしても、別のものが管理をすることで施工が可能という判断になっておるといふふうに思っております。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 その辺わかりました。その手持ちのところは心配ないんだなというのわかりましたけど、その全然取る気がないものね、これ。2回目ね、下で入れてきとるから、上で入れて当たたらかなんで下へ入れていっとるんやけど、こういうことになると、適正な競争入札になれへんなと思って、そういう業者入れてて。もっとそこは違う業者入れて、競争性を高めるといふふうにしないとあかんのかなと思っております。以上です。

榎橋委員長 ほかはよろしいですか。

それでは、66号議案、67号議案のこれで審査を終了させていただきたいと思いません。

御苦労さまでした。ありがとうございました。

採決にまいります。採決をいたします。

それでは、第66号議案、戸原こども園新築工事請負契約の締結について。

自由討議ありますか。

(「なし」の声あり)

榎橋委員長 ありません。

討論ありますか。

大畑委員。

大畑委員 契約というよりも、先ほど何人かからも議論させてもらったんですけど、公共施設の建築にできるだけこの宍粟材、地元産材を導入してもらおうということをしちっと意見まとめて出したほうがいいんじゃないかなという感じ受けましたので、この審査とは直接関係ないんですけど、その辺はまた、うちの委員会でないけど、ほかの委員会にも投げかけながら、ちょっと議会としてのまとまった見解を出した方がいいんじゃないかなという気がしますので、いかがでしょうか。

榎橋委員長 皆様いかがですか。

林委員。

林委員 宍粟産材使いいうたって、宍粟市にそれだけ、あんまりええ木がない。昔は国有林があったで、大径木があつたり大きい材料がありよつたけども、今は戦後植えたやつやでそれほどええ材がずっと出とるかいうたらそうでないので、この設計書、説明でも言いよつたけど、ここスギ使い、ヒノキ使い、設計書指定されとるんやけども、その設計書どおりの材料がない場合もある、宍粟材でずっと。もし、ない場合はほかの県産材を使いということ、原則としてという話が出とると思う。

それから、木材でもええもん使おう思ったら、なかなか宍粟材では確保できんと思う。その場合、どんなんでもええわいということになれば、節まみれでえんやとかいうんやたらあるやろけども、設計どおりの指定されたいやつはない場合もあるさかいん、何%使えとか、全部使えとかいう話には無理やと思う。

原則使えやでな、指定されとるので、使える部分は原則。腰板とかやたらある。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 林さん言うてるのは、現実の話普通だと思います。でも、そうって言って諦めとったら、一つも宍粟材が育っていかないの、僕は政策として、施策としてそういうことをやれば、またそういうことに参入する地元企業も生まれるし、もう一つは、今も単体でいい材料が手に入らない場合でも、LVL工法とか、CLT工法とか、いろんな工法が新たに導入されてきているので、十分強度とかそういうものはクリアできる技術は生まれているので、政策的なことを考えてもいいんじゃないか。言われてるように、現実そこが調達できないんやたら、それはやむを得ないことやという思いです。それは、そのとき、そのときで対応できると思うの

で、基本的には政策的なことをしっかり言っていったほうがいいんじゃないかなという思いです。現実はわかります。

榎橋委員長 宮元委員。

宮元委員 確かに、スギ、ヒノキ、立派な木があって、それを宍粟材として、ブランドとして使えたらいいんですけども、やはり立派な木いうのもだんだん減ってきておりますので、やはり今、宍粟の山で大変な間は間伐とか、そういったところが大事かなと思っております。

それで、できればそういった集成材みたいな形でも宍粟材というところで、今何とか工法とか言われたんですけども、そういった木材の利用もあるかなと思っております。

林委員 衣笠は宍粟材で集成材つくってないやろ。ほとんどつくってない。衣笠でも宍粟材で集成材宍粟材つくったら、できるんやけど。

大畑委員 それも、使うところが決まらんとなかなかつくれない。だから、公共なんか優先的に使うんやということで決めていったら、そこへ参入するでえん違うかな。

浅田副委員長 基本は、宍粟市は、基本的に宍粟材を出来るだけ使っていこう、それが足らんかったら県産材使っていこうということで。

大畑委員 考え方は決めてはる。

浅田副委員長 だから、全部建築の関係のやつには、当然、宍粟材と。

大畑委員 なかなか進んで行ってへん。

浅田副委員長 なかなか調達も。

林委員 自分とこの家建てるんでも、少々材料が悪くても辛抱するわと言うとちやんとする。

今井委員 バランスの話。

宮元委員 節があるとか、色目とかいうから高うなってきましたね。

大畑委員 聞いた話なんですけど、何でこの宍粟材ということで、地元にこだわるかというと、建築、今度設計が姫路の方なんであれですけど、メーカーとつながったら、その材をどんどん、どんどん供給するようになるんですよ。設計に入れていくんです。合法です。そっから、またバックがあるんですよ、メーカーから。そういうことをやってたら、宍粟はいいものを建てても全部お金外へ流してしまうことになっていってるんですよ。そこを少し考えていかなあかんかなという思いで言ってるので。

浅田副委員長 穴粟材の助成には賛成やな。

榎橋委員長 林委員。

林委員 穴粟市でも100年、200年たった木も出てくる。そのやつは吉野とか、岡山の方とか高い市場へもっていくのよ。その市場の、扱ったのが、そこの材になって、吉野もっていったら吉野スギで売られる。そやさかい、業者はええもんは他所へもっていく。高う売れるとこ。そやさかい、穴粟市に残るのがええ材が残らへんように、そこら辺のもある。その流通の関係も、やっぱりそこらいかんとあかん部分も出てくるので、なかなか難しいと思う、対応できるところが。

大畑委員 だから、林さん言ってるように、ええのが木材市場出ていきよるんですけど、それを市外から買いにきて、向こうへもって行って北山とか、別のブランドつける。ええやつはあるんですよ。

林委員 吉野のほうに行ってみな。よそからいっぱい来とる、郡山の木材市場とか行ったら。何で穴粟のやつがきとんやと。やっぱり高い、こういうこともあるさかいに、あんまりええ材が山崎木材市場には残らんいう話。

大畑委員 穴粟牛の話と同じ。

林委員 そういうことやろうな。

大畑委員 ここも、穴粟牛も姫路にもって行って姫路ブランドとか、三重の松阪とかもって行って。いいものがあるのに、穴粟でうまく使えてないという、これを何とかせなあかんの違う。

浅田副委員長 もともと子牛、産地やもんな。

大畑委員 議会としてきちっとまとめてやらんと。

浅田副委員長 趣旨はわかります。どうしても、産業としておこしていかなあかんという、していかなあかんという。

榎橋委員長 今後の一般質問で、またしっかりと。

林委員 これ新築の場合やったら、大体毎週工事現場と担当部署、工程会議して、これを使うてやる、最初に製品使うもの承認するんやけど。

林委員 それをした上で、また、工事して変更が出てくると、そのときにずっと工程会議してチェックしよるでな。使えるところは使わすようにすると思うけど。

榎橋委員長 そういうことで、しっかりまたチェックしてもらおう。

大畑委員 一般質問ではあかんの、やっぱり議会として意見まとめなあかん。

榎橋委員長 はい。提言やな。

大畑委員 提言としてまとめるようにしてください。

林委員 いっぺん建物つくってみ、ようわかるわ。どうやって建物づくりよるか設計書というのはこんな厚いやつを見な、担当者が全部把握して、ちゃんとしとる。

榎橋委員長 それでは、今後の提言に向けて、また頑張ってもらいましょう。

それでは、第66号議案、戸原こども園新築工事請負契約の締結について。

賛成の方。

(挙 手 全 員)

榎橋委員長 全員、全会一致で可決いたしました。

それでは、続きまして、第67号議案、(仮称)一宮北認定こども園新築工事請負契約の締結について。

自由討議ありますか。

(「 な し 」 の 声 あ り)

榎橋委員長 討論もないですね。

(「 な し 」 の 声 あ り)

榎橋委員長 それでは、採決に移ります。

賛成いただく方。

(挙 手 全 員)

榎橋委員長 全会一致で可決といたしました。

ありがとうございました。

その他事項

- ・意見書について
- ・委員会視察について
- ・閉会中の継続審査について

5 . 閉会

浅田副委員長 これで第5回文教民生常任委員会を閉会します。長時間お疲れさまでした。

(午前 1 1 時 2 5 分 閉会)

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会文教民生委員会 委員長 榎 橋 美恵子